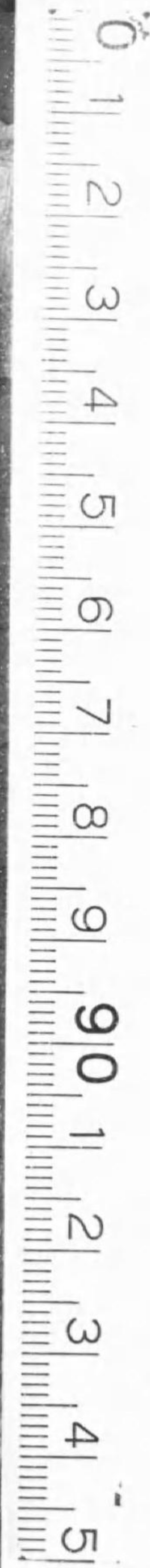


27

八紘爲宇と尊皇攘夷
附 産業再編成論

特219
503

大日本勤皇産業團



始



特 219
503

目次

八紘爲宇と尊皇攘夷	一頁
産業再編成論	二〇
参考法令	三〇
國家總動員法	三〇
日本銀行法	三二
臨時資金調整法	三六
臨時資金調整法施行令	三七
銀行等資金運用令施行規則	三九
食糧管理法	四〇
企業許可令	四三
小賣業整備要綱	六〇

八紘爲宇と尊皇攘夷

八紘爲宇とは天が下を家となす云ふ大和言葉の意味を漢字を借りて表現したのである。従つて八紘も爲宇も、文字そのものゝ持つ意味に於ては、その内容と何等關係がない。八紘とは遠心力に擴がる意味を八つと云ふ方向で現わした物である。宇とは人間の住む家と云ふ事である。本來日本で用られる家と云ふ文字は、豕小屋の意である。即ちハ^{ツカシムリ}は覆を表し、下にブタと云ふ字を書く、従つてブタ小屋である。宇とは人間の住む建物の通稱である。宇は讀方に於てゴロが悪い。其處で大和言葉の「イエ」と言ふ意味を支那の漢字に當てたものである。

従つて八紘爲宇とは、天が下を家となすと理解して掛らねばならぬ、漢字の持つ處の八紘爲宇とは無關係に、本來日本が持つ意味を基準にして理解しなければならぬ。

大和言葉の「アメ」とは、支那の天と云ふ字を當てゝあるが、之れも當字に過ぎぬ。「アメ」とは、人間世界の理想境とも云ふべき、即ち日本的考へ方による人間世界の幽の面である。其處で幽を判り易く精神的と解するならば、精神的世界を意味するけれど、その精神が表現せ

特 219
503

目次

八絃爲字と尊皇攘夷……………一

産業再編成論……………二

参考法令……………三

國家總動員法……………四

日本銀行法……………五

臨時資金調整法……………六

臨時資金調整法施行令……………七

銀行等資金運用令施行規則……………八

食糧管理法……………九

企業許可令……………一〇

小賣業整備要綱……………一一

八絃爲字と尊皇攘夷



八絃爲字とは天が下を家となす云ふ大和言葉の意味を漢字を借りて表現したのである。従つて八絃も爲字も、文字そのもの持つ意味に於ては、その内容と何等關係がない。八絃とは遠心力に擴がる意味を八つと云ふ方向で現わした物である。字とは人間の住む家と云ふ事である。本來日本で用られる家と云ふ文字は、豚小屋の意である。即ちハ^{ウカム}は覆を表し、下にブタと云ふ字を書く。従つてブタ小屋である。字とは人間の住む建物の通稱である。字は讀方^{カタ}に於てゴ^カが悪い。其處で大和言葉の「イエ」と言ふ意味を支那の漢字に當てたものである。従つて八絃爲字とは、天が下を家となすと理解して掛らねばならぬ、漢字の持つ處の八絃爲字とは無關係に、本來日本が持つ意味を基準にして理解しなければならぬ。

大和言葉の「アメ」とは、支那の天と云ふ字を當てゝあるが、之れも當字に過ぎぬ。「アメ」とは、人間世界の理想境とも云ふべき、即ち日本的考へ方による人間世界の幽の面である。其處で幽を判り易く精神的と解するならば、精神的世界を意味するけれど、その精神が表現せ



らるゝ形として、身體的に組織せらるゝ現實世界をも同時に意味するが故に（斯かる故に神國なのであるが、こうした考へも浮んで来る。即ち神が化して人として働く處の現實の世界を指すのである。「アメ」が下とは、人間が（即ち神の表現されたものとしての）その總意に依つて建設した處の歴史的社會的世界の意味である。

歴史的とは、時即ち過去、現在、未來を意味し、社會的とは、地球即ち横に擴がる處の場所を意味する。即ち現實の世界である。此現實の世界を家となす。之れが日本國家の本質である。形態の上か考へると、家と國とは全く別個の物である。家は自然に發生したる機構であるが、國は人間の理智に依つて造られたものであつて、前者は不可變的なものであり、後者は可變的なものである。前者は情に依つて結ばれ、後者は理智に依つて結ばれ、前者は道義的であるが、後者は政治的である。之が所謂近代科學の解釋の方法である。

斯の如く全く異つた二つの構造が、一つの家となる事は、近代の科學的な方法に於ては非論理的である。近代學者は、であるからして天^アか下^カを家とする意味を理解する事が出来ない。それは諒解を成立せしめる處の論理が異なるからである。論理を異に、判断が違ふからと云つても此異なる世界は同一である、事實に變りがない。そう云ふ考へ方が悪いのである。近代的合理的判断に合わないからと云つて、現實がない譯でない。

合理とは現實の一面に過ぎない、その一面の原理を以つて、それを含む全面を理解せんとする考へ方それ自體根本的誤りである。現實は非合理である。否合理性は現實の一部分の現象に止まる。此意味に於て、相對的の妥當性よりない。此の二つの異つた世界が同一であると云ふ事は觀念的なる合理性をその論理と判断せらるゝものでなく、現實の論理を以つてのみ判断が出来る。

即ち前にも言へる如く、情の世界は、人間の自然から出るものである。親子の關係は自然であり、血縁の關係も自然である。而かも男女の性的關係も自然である。合理的判断は遂に此問題を解決するに至らない。そこで西洋的キリスト教哲學は、此問題を解く爲に神の宇宙計畫を立て此計畫を基礎にして男女の數を割當てると云ふ機械的な考へ方をして、所謂中世のキリスト教的哲學を體系付けたが、之れは現實の立場から見ると、小供の遊びに等しい觀念的遊戯にしか過ぎない。強いて言へば神祕的とも言ふ可きであらう。

要するに、人間の理智に依つて如何ともすべからざる力に依つて、出来たと云ふ事は明瞭である。其處で此自然の力に依つて出来た處の親子の關係、夫婦の關係、其他血縁による凡て

四
の関係、此關係を人間の理智の反省にてらす場合、情と名付た。之れは理智の姿を現す事ではなく、理智の力に依つて情の働きが認識せられ、體得せられた、その經驗の表現にしか過ぎない。既に情と云ふ名前が理智の反省を経たものである。反省を経たる限りに於て情が情操となる。情が働く仕方が人間理智の反省に照されれば、自ら其處に基準と云ふものが發見せられる。此基準なしには人間の生成化育は不可能である。此基準が即ち道である。道が働らく仕方、之れを義と云ふ。即ち情操は道義となつて現れる。

道義は理智的な處産である如く考へられる。勿論理智の働きに依つて出來たものである事に相違ないが、理智の働きが情に及んで、情と理智との合作に依つて成つたものである。謂ば理智は人間の情を整理する方法としての役割を務めてゐるに過ぎない。従つて理智の處産でない強て言へば、道義とは情操の手を借りて現はした物とでも云ふべきであらう。

従つて其形成の過程に於てのみ理智の働きがあり、實質を現わす意味に於て父子一體と考へられる。父子一體は近代科學的な種の研究に於ても同様である。而かしその實質を實踐する方法と形式に於て、即ち理智の手を借りて形を成した處の道義を現わすに義を以つてする、其處で情がすでに義となり、義を起點として君臣の關係が成立する。君臣の關係が分明となれば

其處に統治者と被統治者との區別がある。即ち一君萬民の形が生れて來る。一君萬民の形が生れた事は、その實質が無くなる譯でなく、實質は依然として情の働きを持つ。

斯かる意味に於て、其の異つた處の二つの世界は本來同一物であつて、其成立の方法と、その段階とを區別する事に依つて生ずる名稱の相違である。

天が下を家となすと云ふ事は、家の生活即ち情の世界が、義の世界に表現せられて、國家的體制を有つ事である。家そのものが理智的の反省の手を経て、形成せられたる實踐的要素の證據に過ぎない。此處に於て、天が下を家となすと云ふ事は、論理的に考へても何等矛盾も無いのである。矛盾と考へるのは、抽象的な論理を基礎にしたる誤りで有つて、其處に近代人の淺薄さが極めて露骨に現はれてゐる。天が下を家となすとは斯かる内容を有つものである。

茲に於て、八紘爲宇の顯現せらるゝ形として尊皇攘夷なるものが生れて來るのである。即ち尊皇攘夷も斯かる構造の中から生れ、生れたが故に働くと云ふ關係から、その働きの特徴として現れるのである。八紘爲宇の世界が生れて働くには、尊皇攘夷と云ふ形をとるより外に道はない。八紘爲宇の實質が實踐せられるのが尊皇攘夷である。若し天が下を覆て家となる事を靜的なる實體とすれば、此靜的なる實體が表現せられる様相と基準が、即ち尊皇攘夷であ

る。尊皇攘夷の手段により、八紘爲宇は其本質を維持する。斯かる意味に於て八紘爲宇と尊皇攘夷とは、體と用との關係を有つ。

省れば有史以來二千六百有餘年、更に遠く神代を加へれば幾萬年、我日本は斯かる證據の存在すると否とに拘らず、斯かる實體方法論に依つて、日本國家を生成化育し來たのである。従つて國民も此仕方に依つて今日に及んだのである。

即ち情操の働きに依つて人は必然的に勤皇である。かるが故に國民は勤皇の目的を達せられる事が、所謂生く甲斐ありと考へた。神武天皇の御討征も、神宮皇后の三漢征伐も大化の改新も、人臣の大亂も、南北朝の戦も、正成の戦死も、菊地家の滅亡も、更に鎌倉の貞永式目も、明治維新も、水戸學の勃興も、吉田松蔭も、藤田東湖も、西郷南洲の征漢論も、日清、日露戦争も、滿洲事變を契機とする大東亞戦争も、従つて大東亞戦を完遂する世界維新も。其實踐する方法論に於て、大いに異なるのであるが、實體たる本質に於ては萬世不易である。

即ち攘夷とは、非勤皇に對する征伐の意味である。征伐とは強者が弱者をいじめる意味ではない。勤皇が非勤皇を平定する意味である。日本の生活は、勤皇一本建であるが故に、非勤皇なる存在を認めない。それが皇治本領の意味である。

認めないとは法律的に認めないのではない。國體が認めないのであつて、魂的人間本然の力が認めないのである。認めずには居られない運命である。其處に止むに止まれぬ大和魂の姿が顯現する。

従つて斯かる争に於て、變革に於て、戦争に於て、その時代の人間意識が明確であらうと否とに拘らず、眞に働く處の目的と方法とは、それ以外の道をたどり得ない。

客觀的な情勢が無ければ、主觀的な形として現れる。國民的運動の形式が無ければ政治的形式が現はれ、政治的若しくは國民的形式が無い場合は、思想形式として活躍する。その現れる方法を如何に名付けるかは、其時代々々の、文化並に様相に依つて異なる點は有るが。その機能の進行と云ふ點に就ては、所謂、天壤無窮である。安らげく、平らげくと言ふ事は、勤皇の手段的目標である。

若しも非勤皇勢力が存在する場合は、安らげく、平らげき皇道は消え去る。即ち道に依る所の安定が歴史の進展である。進展が停止すれば國家は死滅する。而かも自然發生的天が下を家となしたる國家の生命は亡びる。亡びる事は人間の生命に反する。之れは本能的にでもそうである。其際國民の意識の有無に拘らず、既に本能が人間をかつて、勤皇たらしめる。勤皇た

らしめる限り、非勤皇を勤皇たらしめる事は、當然過ぎる程當然である。近代の歴史を遡れば對外的な意味に於て、日露戦争の如き、帝國主義的ロシア勢力の滿洲並に遼東半島の占有は、即ち非勤皇であり、家の原理に反する。

天が下を家となすと云ふ原則に反する。如何に眼前の利害關係に於て、戦争を避ける原因があるとしても、日本臣民として、本能（生物として）に近き勤皇心は、理智的意味に於て、攘夷の意力と變る。攘夷の意力と變れば直ちに手段をとる。即ち戦争と云ふ手段に訴へる。滿洲事變亦然り、支那事變然り、大東亞戦争然り、世界的動亂に對する態度又然り。即ち道義に反するもの、之れ悉く平定するが、日本本來の活き方である。此の活き方を離れて生存の意味はない。單に使命とか、義務とか、そう云ふ物ではない。滿洲に於て生命線なる言葉が出来たのも此理由である。現に支那事變が大東亞戦に展開するに及んで、何人が之れを指導するのではなく、而かも東亞の開放が叫ばれ、米英ソ佛の侵略打倒が論ぜられ、而かも觀念的に世界正義とか、人道とかの建前が、道義と云ふ意識に轉化し、更に最近朝鮮に於て迄も道義的統治が日本國家の原理として、新總督に依つて聲明せられるに至つた。

之れは要するに、天が下を覆て家となす、君民一體、一君萬民の國家生命を維持する仕方と

しての勤皇、即ち尊皇心が持つ處の手段的方法への還元であるに過ぎない。

事變以來天下を騒がした處の新體制が、幾多の動搖を経て、動搖の儘に結着した處は勤皇の一字である。勤皇以外に戦ふ可き理由が無い。勤皇を完成する爲に攘夷の手段、即ち戦争を完遂しなければならぬ。戦を始めるのも、平定するのも此精神を實現するより道はない。

戦争は即ち勤皇であり攘夷である。尊皇攘夷は破壊ばかりでなく建設である。

特に世界歴史を維新する手段も、此方法以外には有り得ない。只その具體的なる方法が時代によつて異なるに過ぎない。

昔は單純に、戦争終結した。それに依つても攘夷が可能であつたのであるが、時代の變遷は今や具體的なる建設を必要とする。即ち文化的、政治的、經濟的の意味に於て、此合理に依つて理解し得ざる根本の原理を、即ち國體の原理を實踐する事に依つてのみ可能である。

何となれば之れが凡ての政策であり、又唯一々の道であるからである。

生きる事が人間の生命である限り此の方法以外にない。

産業再編成論

10

一、産業再編成の歴史的意義（序論）

現内閣は大東亞戦争完遂の爲め、即ち必勝的態制整備の目的を以つて國民産業の再編成を實現せんとし、其手始として、商業並に工業を整備し、此れより得たる不要勞務を戦争遂行に必要な、重要産業に就かしむる事に決定し、それ／＼其の手配を完了したが、此の事たるや往々にして世上幾多の誤解あり、特に再編成の任務に當る、各省の中に於てすら、各々其の主管する専門的事務に拘泥する結果として、或者は商業の再編成、工業の再編成、若しくは重要産業の擴充に要する勞務の動員、甚だしきに至つては戦争物資の供給不足に依る臨時的なる便法とのみ理解し、本政策が有つところの第一義意義を忘却せる者すらあり、況んや、本政策が直接に影響を與ゆる中小商工業者に至つては事、自體、自己生活の根本にふれる意味に於て、疑惑百出、或は社會問題として、思想的に、政治的に、論評する向も少なからざるは甚だ遺憾とする所である。斯る論議は要するに産業の再編成が政府の言ふ如く單に必勝的なる總力戰體制

を整る意味のみならず、其根本的に於て、日本が、其努力によつて建設せんとする新しき世界秩序の模範を決定する意味を持つからであることを忘却したる結果に外ならない。

第一章

然らば言ふ所の産業再編成とは如何なる歴史的意義を持つであらうか？

凡そ國民たる限り、國民生活が食料の生産を基礎とする限り、其經濟は何等かの意味に於て編成を必要とする。自然的に、目的なしに、編成のない經濟活動と云ふ物は現實に存在しない例へば私的個人の自由を原理とする民主主義的國家に於ても資本主義的編成か、或は共產主義的編成か、何れかによつて編成なされてゐる。特に最近二世紀に亘つて現實に世界を支配したる、米英の民主主義的秩序下に於ては當然にその經濟に資本主義的に編成せざるを得ざると同時に、此れと同根と異形のソビエトロシアに於ては共產主義的編成を持つ、更にドイツの如き國家主義的、全體主義的制度的社會に於ては當然に全體主義的、社會主義的編成を持つのである。之れ蓋し編成とは、その國家並に、國民が、よつて、もつて存在する歴史的世界の客觀情勢に適應して、その生活を維持せんが爲め的手段として存在するものであるからである。

斯の如く、世界各國は、各々その國家が持つ處の生活原理（日本に於ては國體）に適應する手段として各種の組織が現在する。然るに過去二世紀に亘つて英國を中心とする私的個人主義的秩序を有つところの支配勢力は、本來生活原理を異にする他の地域に迄其の支配力を延ばし政治的に之れを兼併するに至つた。即ち科學の進歩は國內に於て産業は革命せられ、一面生産手段の拡大、且つ複雑化を來たすと同時に、之れに要する安價なる原料と高價なる市場を獲得するを必要とするに至つて、經濟それ自體が當然に、植民地政策を内容とする帝國主義政策を發展せしめ、自治領、植民地、半植民地等、種々の形式を異にするけれども、遂に世界中日没する地なきに至る迄に全世界の大半を覆ふに至つた。然し右に言へる如く、被植民地の生活原理は必ずしも、その主體たる民主主義國家のそれと同一でない。特に印度、南洋、支那等の東洋諸地方に於ては全く反對な秩序を有つ。即ち前者は個人主義的、主智的秩序を有するに拘らず、後者は此れと次元を異にする情的秩序を生活原理とする。従つて兩者の間には融和すべからざる關係が植民政策實施以前より存在して居た。されば、その政治的組織に於て完全な統治する爲には、二者その特異性を捨て、新に第三の原理を建設するか、或は一者は自らの特異性を捨て、他の一者に迎合するか、その何れかを選ばなければならぬが、大體その原理を異に

する民族は、兩者の内その一を選ぶ事は不可能である。従つて若しも植民地が力を得れば必ず自己の原理を確保して他を排除する所の行動を取るのは當然である。即ち戰爭の原因は自ら兩者の間に存在するものである。

資本主義的産業組織は、英國的並に米國的秩序の許にのみ可能である。即ち私的個人主義的秩序の下に於てのみ妥當とする。然るに一度アヘン戰爭以來支那に向つてその勢力を及ぼすに至るや、當然に戰爭の原因をはらむ事は當然であつた。然し幸か不幸か、支那それ自體は、米英的經濟政策に對する、反抗すべき實力を缺いたが故に久しく半植民地的状態に於て我慢して來たが、此政策が滿洲に及ぶに至つては、日本と衝突せざるを得なかつた。何となれば日本はかゝる秩序の東洋に及ぶ事は到底忍び得ざる生活原理、即ち國體を有つからである。即ち此の原理こそ眞に人間をして、自ら他の動物から自らを區別して人間たらしむる道義的秩序の根源であり、従つて如何なる勢力と雖も此原理に背反する場合は、勤皇は攘夷となつて現はれ、而かも日本は其實力を有つてゐたからである。大東亞戰爭は即ち米英勢力を東亞から驅逐し、眞に道義的なる秩序によつて、恒久的なる平和建設の爲めに起つた戦であり、従つて此戦の手段であり、而かも目的であるのである。

觀じ來れば今次行はれる産業再編成は以上の意味に於て現に行はれつゝある。世界動亂に對して、日本が企圖するところの世界歴史の新しい秩序であり、日本の立場より云へば、即ち人間生活に於ける第一次元的なる秩序への復活であり、私的個人主義秩序に對しては、新體制の意義を有つのである。従つて此の意味に於ても、産業の再編成は絶対に不可避的基本條件である。之れが産業再編成の歴史的骨子である。

第二章 産業再編成の方法原理

前章に言へる如く今次の産業再編成は米英の資本主義的勢力の獨裁性を排除して、その根本に道義的秩序を打建てる手段として當然に日本國民によつて行はなければならぬ基礎體制である。此意味に於て産業再編成は、常に必勝的臨戰態制たるのみならず、此の編成こそ、實は戰爭の目的をなすものである。所謂建設的意義と稱られ、或は戰爭は此れからと考へられる所以の目標である。

即ち道義的秩序（國體を原理とする）を建設すること、夫れ自體戰の終局目的であり、且つ必勝的手段である限り、道義的秩序の形體たる産業の再編成夫れ自體も亦、其の手段であり

目的であるのである。

然るに目をあげて我が日本の近代史を見れば私的個人主義的秩序は、今や其の發展の程度を超へてゐる。枝葉のみ徒らに茂つて、根幹自ら枯れんとする觀無きに非らず、政治的には民主主義、學問的には合理主義、經濟的には巧利主義、而かも私的金融資本の獨裁力はなんとして現代の經濟生活を支配し、一切の産業は自己が儲かる事を本質として、儲からぬ企業は企業に非ずとすることを常識とする状態にある。經濟學は純理的に政治を支配し、社會を支配し、従つて本來的に高次的なる國家的道義理念すら、合理的に割り切れざるが故に、非實在的として、神話として閑却してゐる。此の事は大企業のみならず、瑣末的なる農商民の常識にまで浸潤し、結婚生活すら此の巧利的打算に依つて條件付けられる迄に至つてゐる。

國民自體斯の如し、従つて此の國民生活を統禦すべき官吏若しくは日本國民を育成すべき教職員に至つてすら、その勤勞の究極の目的は、自己の經濟的収益に存すると考へるに至つた。之れを哲學的に見れば、二次元的なる原理が次元を跳躍して、一次元的なる道義の位置を奪ひ、従つて日本國民の特殊性とする所の、勤皇の精神すら、前線に於てこそ見られるが銚後に於ては已に失はれんとしてゐる。

之れは正に私的個人主義の行過である。従つて其の生産に於ても、農業、商業、工業如きも個人の利益即ち産業の存在であり、産業の存在それ自體が個人の利益である。個人は金を儲ける爲に働き、如何に多くの金を儲けるかが、價值判斷の對照となつてゐる。之れは少なくとも日本國民の全部の生活を支配するとは言はないが、少くとも銃後生活の表面を支配する處の現實である事だけは確かである。

斯る情勢に於ける處の産業再編成は、必然的に自由主義的原理から、道義的原理への飛躍的復歸でなければならぬ。而して日本の道義は其の根源を國體に有ち、國體は血縁的情操に對する理性的反省から生れる。人間父子間のみ發生する倫理、即ち孝が同時に忠である、家は直ちに國であり、國民の生活は孝、即ち勤皇以外に何物もないのである。即ち産業再編成の方法原理とは、個人の爲の産業から、勤皇の手段としての産業迄に變る事を必要とする。即ち天皇様を中心として、勤皇と云ふ^{シテ}榻子によつて、國民舉つて^{カッ}擔ぐ所の御神輿の狀態でなければならぬ。經濟學とは其の意味に於て勤皇の手段として考へなければならぬ。政治、文化諸化學一切もそうである。即ち個人幸福の爲の原理から、勤皇としての手段迄飛躍する事を必要とする。

日本政府の方法論

日本政府は以上の目的を以て、農、工、商其他の産業の再編成の基礎條件として、先づ國家總動員法を制定して、一面産業の自由を國家目的に統一する一方、國家生活、殊に戰爭完遂に必要な物資の動員計畫を樹立すると共に、其の根本として國土計畫を確立した。即ち此方法によつて、従來自由主義的秩序の下に於て行はれたる經濟を一定の國家目的に統一せんと企圖し、已に之れに關する整備要項を發令す。

諸法規は工業を手初めに、石炭、鐵等の鑛業充實擴張をはかり、海外貿易の國家管理、農水產品の統制、並びに一般生活必需品の配給機構を設けたる而已ならず、日本銀行の機能を改造し、資金の統制を圖り、苟くも日本國民たる限り、此の國家目的に合せざる限り、その私有すら許さざるに至つた。之れ即ち日本の經濟は私有公用の原理によつて統一せらるゝに至つた。其の當然の結論として、商業の再編成が實現するに至つたのであるが、此のことたるや生活の根源にふれる意味に於て、其の受ける處の精神的苦痛は甚だ大なるものあり、従つて其の方法を誤らんか、その及ぼす處の弊害は勿論、深刻なる社會問題を起す恐れ有るが故に、産業再編

成政策に關係する全國の官吏に對し、充分なる改心を促すべく三月二十七日附官報を以つて左の訓示を行つた。

一、中小商工業再編成に關する内閣訓示

今般政府は産業再編成に伴ひ、中小商工業者の職業を轉換の處置を講ずる事となりたる處此の事たるや、或は父祖傳來の家業を廢止、生計の基礎を改善せしむる事等、眞に國民生活の重大問題たり、併も政府が敢へて此の事を行ふ所以のものは、一に大東亞戰爭遂行上、皇國戰爭遂行力の急速なる擴充強化を計らんが爲にして、寔に已むを得ざるに由る處なり。

此れを以つて政府は本件實施の爲に法制上、將又豫算上各般の措置を講ずると共に、運用に於て萬遺憾無きを期し、特に其の轉業より生ずる業者の精神的苦惱に就ては、深甚の考慮をばらひ、以つて其の實施の圓滑敏活を期し轉業者は新なる職域に於て、精神潑刺たる希望の下に各々矜持を以つて奉公の道に挺身する一方、其の職に止まる者は從來の職域に於て本來の使命に邁進せしめんことを期するものなり。從つて其の實施の衝に當る官吏は極めて重大にして、其の服務の適否は心事自ら動搖しある業者の心情を左右し、此れが施策の實行にも多大の影響有るを以つて、此れに當る官吏は政府の意を體して、各廳一體、責任者自ら率

先、其の衝に當り、和衷協力誠實懇切、事を進むる事を要す。

昭和十七年三月二十七日

總理大臣 東 條 英 機

右の訓示の示す如く、産業再編成論は戰爭遂行上如何にしても避け得ざる事態を有るが、然し一面轉廢業を敢へてする業者個人の立場にすれば、其の考へ方如何に依れば、其の生活の根據を奪はれ、若しくは父祖傳來の業務を離れる意味に於て、敢へて轉廢業を忌避し、政治的、社會的なる行動も取らるゝかも判らない。併し眞に日本國民としての精神に徹するなれば、轉廢業は勿論、新しき職域に於て欣然として勤皇の業を勵むべく、二者何れの道を選ばしむかは一に、懸つて當該官吏の指示並に處置の如何にかゝわる。内閣總理大臣が本政策に對して訓示を與へた所以も又此處に存するのである。

參考法令 卷末附錄參照

一、國家總動員法

一、日本銀行法

一、臨時資金調整法

- 一、臨時資金調整法施行令
- 一、食糧管理法
- 一、企業許可令
- 一、小賣業整備要綱

附 補足的説明

以上の如く政府は産業再編成仕上げの手段として小賣業整備要項を決定したが、此方法に關する部面は現に存在する國民經濟の全般に影響するものであるから、政府は之れに對して萬全の方法を講じてゐるが、此方法をして國策の線に添はしむる爲には多くの難點が横たはるのであるが、現在の法治國家としては、之れを規定する事は不可能である。即ち之れに對する國民の用意としては次の事が必要である。

(一) 本問題をして階級的對立、並に國策の圓滿なる進行を可能ならしむる爲めには、残る者も、轉ずる者も、乃至轉業者を受け入れる者も、先づ勤皇精神を有ち、此精神の實踐方法として本政策に當らなければならぬ。

(二) 之れが爲には一般的に階級的對立を未前に防ぐ爲、時下巧利的行動を餘儀なくせしめ

る道義的原因たる、醫療、健康保健、教育費の負擔が、個人の勤皇に依存するといふ理由を除く去する爲め、此の負擔を「公」即ち國家、並びに地方自治團體の負擔たらしめる施設を必要とする。之れは差當り厚生省の立案により、政府案として帝國議會によつて翼賛せしめなければならぬ。

(三) 現に轉業者を受入る可き重要企業體の組織が、私的資本主義の構造を持つものに於ては、新に勤皇の意志を以つて轉業し來れる新從業者に對し、搾取を行ふ懸念有るを以つてその對立を未前に防ぐと云ふ意味に於て會社並に企業は、新轉業者の勞務執行に關して、特別の制度を設ける事。

イ、企業體は新轉業者に對しては、プロレタリアートとして待遇せず、下請制度を採用すること、此方法は從來營利的見地に於て行はれたる、所謂外註制度を會社内にて繼續する事である。巧利的に行つた制度を、倫理的に實踐する事である。轉業者たる商人は理智的であり、計畫性を有つ、工業者は技術を有つてゐる。此兩者の特徴を綜合して一個の下請團體を組織せしめ、會社は之れに對して、外註の代りに、内註を發すれば充分其の目的を達する事が出来る。勿論其の爲めにはその就業に必要な、機械、器具、工場、其他の手段を供し指導を行ふ事も

必要とするが、固より此方法は單に階級的對立の激化を防止する効果を有つに止まり、眞の勤皇體制を結果するものではないが、之れに依り新轉業者は商工業者を以つて請負團體を組織し、會社が供與する生産手段に依つて、會社の職能が資本主義的になるにしても、先づ以つて從來の家族制度を維持し、ただに熟練職工の外、勤勞可能なる老若男女（十六歳以上六十五歳迄）を包含する事が出来るのである。

ロ、民間會社の國民職業輔導事務の代行

轉業者は勞力奉仕其他に於て新職域に於ける技術習得を可能ならしむる事も考へられるが實際問題としては、斯かる姑息なる手段に依つては、新職域に於ける奉公は不可能である。例へ可能にしても極めて貧弱である、現に政府は東京並に大阪に於て現に行ひつゝある技術訓練所を擴張し、出来る丈け多數一定期間習熟せしむること、もし急激に擴張不可能なる場合に於ては、民間企業體をして、之れを代行せしめ、政府は之れに對して、訓練所に於けると同額の補助金を交附する事。

以上の諸要件が具備する場合に於ては、法令によつて決定し得ざる精神的、並に技術的缺點を完全に補足する事が出来る。

即ち政府は單に訓示に依つて轉業者をして新なる職域に於て、精神潑刺なる奉公をはげむ事を希望してゐるが、其の希望達成の爲には、之れを働かしむる企業體制も同様の心構無くしては、折角の勤皇的方向も徒らに搾手の犠牲に終るべき危険があるからである。乍然企業會社をして眞に私益を離れ、勤皇産業たらしむる爲には精神のみならず、經營形態も又當然に變化しなければならぬが、現在の處これ等の企業は法律によつて規定せられたものであるから、その法律を變更せざる限り、其形態を變更する事は不可能である。即ち民法、商法によつて營利を目的とすべき手段方法を講ぜざれば、重役は背任罪を構成する。従つて眞に國家的意志に燃る企業家と雖も、其實踐的分野は法に依つて限定せられ、法の許す點に於てのみ可能である。特に若し企業家にして、主として私利を營む事を念願する場合に於ては、折角の勤皇産業人も、其の搾取の對象たらしめ得る可能性を有つ、若し果してかゝる行爲が是認せらるゝならば、徒らに産業再編成は獨占資本主義を強化し、其の半面に於てプロレタリアートを激増し、階級對立激化する恐れ無きに非ず、況んや此場合、若し何等かの煽動手段を講ずるならば（外國スパイのネライ所）從來理智的なるが故に、社會運動に興味を有たざる商工業者は、同じ理由によつて、積極的に社會運動に興味を持つ事になる、さればこそ産業再編成は日本國體の精

神に範つとつて、汎ゆる勞務は勤皇の手段であるとの精神と機能とを備へなければならぬ而かし其の事たるや、一部門に於ける産業再編成段階に於ては實現不可能である、されば過渡的な意味に於ては、資本主義の直接對立を、避ける爲に、特に下請制度を採用する事が當面の急務であらう。下請制度は從來の資本主義が持つ特徴である。或る一つの工場が、其の部内に於て數個、若しくは數十個の下請工場を持つ、其の下請工場にて製造したる部分品を、本工場に於て組立生産する事が從來行はれてゐた。唯従つて今次下請制度と、舊來の下請制度との違ひは、從來に於ては外部に於ける下請制度であり、今次の下請は内部の下請制度である。前者に於ては生産費の安き事を條件とするも、後者に於ては技術の優秀を條件とする。従つて此れに對しては、企業者自身技術を監督、指導する必要がある。下請制度が可能であれば、政府が企圖する處の企業形態が、個人的企業を採用すると同様、血縁團體の繼續は可能である。

(四) 重要産業編成換

以上述べたる下請制度の創設も（從來の下請制度は企業外であつたが、此の制度は内部に於ての下請制度である）單に現時の生産過程を寸時も停止せざる状態に於て、經營それ自體が必然的に持つ矛盾の原因を解消する事は出来ない。只之れに依つて資本家とプロレタリアとの階

級的對立が激化するを、幾分緩和、或は對立の結果生ずる處の衝突を防ぎ得る程度に止まる。されば産業再編成の目的を達する爲には、現在法律に依つて定められたる私有公用の原理に從つて、既存の重要産業の經營の原理にまで徹底せしめなければならぬ。商工業者も同様に變革しなければならぬが、此の事は法治國たる日本として、法制的なる手續を必要とし、従つてその爲には政治的手段を必要とし、更に國民の産業意識を變革すべき國民的教育とも關連し、特に面倒たるは、金融關係が私的制度を脱却して、公的制度への變革を必要とする點にある。されば重要産業の編成換の爲には、先づ現時に於ける國民教育の完成に依つて、時代思想の轉換を行ひ、即ち個人的意識から國民的意識へと飛躍する事に依つて、政治力を結成し、此の結成せられたる結成力に依つて、從來の私的個人主義的常識を、勤皇的常識にまで推し進めなければならぬ。

(五) 經濟計畫

次に問題となるのは國家の計畫經濟である。自由主義時代の國家の計畫は單に政府の財政に關する限りの計畫であつた。従つて其の時代に於ける處の國民經濟とは、直接國民生活に關係を有つものでなく、間接的の意味しか無い。大部分の民間經濟は國民意識の勤皇としての經濟

でなく、個人を主體としての社會經濟であつた。即ち無統制の統制であつた、日本銀行は別としても、私有銀行の投機的投資にしても、私的個人主義を原理とする事を一步も出てゐなかつた。

然るに戰爭が勃發すると、而かも今次の如き歴史的発展の原理を變革すべき戰爭が起ると、國家は全力を擧げる必要を生ずる總力戰の時代に入る。總力戰とは、國民老若男女を不問、直接間接に其職分を通じて戰爭に参加すると云ふ事である。従つて特に經濟的戰闘に於ては、苟くも此の目的に添はない行爲は無意味である。否むしろ排除すべき事情すら持つてゐる。

此處に於て政府は一定の必要を満す丈の計畫經濟を樹てねばならぬ、即ち恒久的意味に於て國土計畫あり、目前の要求に應ずる爲には物動計畫がある。此計畫を基礎にして、國民は各々分業的地位に就てのみ、眞に勤皇的産業であり、總力戰の體制を整へ得る。

物動計畫には、第一 戰爭必需品、第二 國民生活必需品、第三 國民教育必需品、第四 國民保健必需品、等を含むものであつて、鐵、石炭、電力、電信、電話等より醫藥に至るまで百數十種の計畫あり、物動計畫に於ては、獨り日本國內のみならず、滿洲、支那を主體とする適地、適産（物動計畫による）の主義に依る産業開發を包含する。

産様再編成は以上の經濟的計畫を前提としてのみ可能である。若し此の計畫にして實情に即しない場合、産業再編成は無意味に終る。蓋し産業は物動、並に國土計畫の方法に過ぎないからである。其目的達成の爲に行ふ處の編成が今次の産業再編成である。此處に注意すべきは、産業再編成の要點として考へられる國土計畫の部門である。從來の既設産業の部門は、既に物動計畫の要素にして、既に考慮せられてゐるが、それは當面の整理統合に過ぎない。而かしてこれと聯關する國土計畫の部に於ては、尙ほ實踐すべき廣大なる餘地が残されてゐる。廣域經濟圏たる東亞共榮圏は暫く措き、國內のみにしても、造船、砂鐵、棉花、農水産加工業、其他各種の新企業がある。狹義の意味に於ける戰時物資の要求に必要な勞力の供出に就ては、現在案にても、尙且つ或程度の目的を達する事は出来るが、眞に大東亞共榮圏の主體たる實力を備へる處の編成としては、如何にしても、國土計畫の分野に進出しなければ、完全とは云ひ難い、例へば右に言へる如く造船の如き、現在の制度とは或意味では矛盾がある。水運は着發設備と運送船との合作で出来る。即ち港灣と船とは調和がとれてゐなければならぬ。日本に立つて考へる時、日本國土の自然地理的特質とする經濟單位の狹少、複雑と云ふ條件に適合する爲には、大船、巨船主義は不適當である。固より世界貿易の見地よりすれば、大港灣建設も緊

急缺くべからざるものであるが、國內並に共榮圏の交通としては、差當り百噸自至三百噸級の木船、特に機帆船を適當とする。機帆船は航海に於て生ずべき危険率の點に於て、はるかに汽船を凌ぐ。機帆船の損害は多く、港灣出入の際の帆走不能の場合に多い。例へば南洋と日本内地を結ぶ爲には、黒潮の流れあり、此黒潮の流れは神代時代に於て既に利用せられてゐた。此處に於て、帆船に補助機關を備へ、港の出入を便利にすれば、現在の港灣は、悉く有効に其の價値を發揮する事は明かである。それにも拘らず何故機帆船が寵用されなかつたかと云ふに、之れ又資本主義的經營の餘弊に過ぎぬ。資本主義經濟は利潤の最大限度を獲得することを以つて目的とする。従つて急速なる發着（クイクデスクパッチ）を必要とする。物の運送の安全それ自體よりも、物の發着の時間の急速を必要とする。此意味に於き速力少なき機帆船は不適當である。然し今や斯くの如きクイクデスクパッチの必要とする、投機的計畫は國民經濟に於ては全く不必要である。此處に於て帆船の重要性は急激に増大して來た、現に輸送力の不足の爲め、船舶不足の爲め、戰時に必要な物資すら各地に停滯してゐる。例へば北海道に石炭が集積し、關東、關西方面には石炭が少ない、一方は無制限に販賣し、而かも國家は多額の補助金を與へてゐる。かゝる變態的事象の發生は主として運送船の缺如に原因する。資本主義機構の

經營上不必要とせられたる機帆船の價値は、少くともかゝる物資の偏在を無くする意味に於ても絶對必要である。

之のことは機帆船造船技術に關しても同様である。即ち近代技術家は鐵釘の使用を以つて絶對條件と考へてゐるが、釘の使用は經濟的意味での生産低減の爲めで、技術的には依然として楔楔に止めを刺すので、鐵釘を必要とする部分は甚だ少ない。楔其他の楔は現下と雖も必ずしも供給不能でない。地方によつては、薪となつて燃やされるか、或は棄てられてゐる。若し今次の造船計畫に於て、楔を採用するとすれば、轉業者の爲に産業の新分野を開くことにもなるであらう。既に政府は遞信省をして、標準規格を決定し、以上の如き小型機帆船の製造を、造船營團に一任する事に決定すると稱せらるゝが、若し政府にして、此の材料、並に部分品の製造を國內適所に分散し、之れを營團の造船所に集めて組立つれば、可成りの成績を挙げ得ると思ふ。但し之れが爲めには、已に失はれんとする造船技術者並に職工の養成を必要とする。

次に砂鐵に至つては、最も豊富なる原礦を所有し、其製品としての特殊鋼の價値は、嘗に日本刀のみならず、其他重要兵器、又は高級器械の要部材料として、重要缺くべからざる價値を有つに拘らず、辛うじて二三會社が砂鐵製鍊を開始したりと聞くも、その特殊鋼としての生産

數量に至つては極めて微々たるものである。砂鐵は日本の沿岸至る所に存在する、その砂中に於ての含有量は海濱にては一〇自至一五%、中國地方の山脈にある赤味砂鐵礦に至つても大體同様であるが、只だ北海道噴火灣に於ける比率は七〇自至八〇%を占めてゐる。而かも此の豊富なる砂鐵層は幾萬年に涉つて、海水の努力に依つて蓄積せられたもので脈の厚さ、二自至三米に及ぶもの少なからず、噴火灣沿岸のみを採つて見ても其埋藏量は恐らく數億噸を下らないであらう。併かし砂鐵精鍊は原礦の採掘量が比較的困難であり、従つて之れが爲め大規模の熔礦爐は採算的に不利であるのみならず、之れを銑鐵とする場合には、チタニウム、バナジウムの如き熔解度高くして、精鍊困難なる挾雜物を含むが故に、其生産費を高くする。斯かる意味に於て、資本主義的經營は頗る不利益である。むしろ南洋産の富礦を精鍊するにしくはない。之れ又資本主義的生産が必然的に持つ結果として顧りみられなかつた理由である。併し乍ら、既に國民的計畫經濟に入つたのみならず、從來挾雜物とせられた處のチタニウム、バナジウムも特殊鋼として頗る有用なるものとなつた。此處に於て比較的小規模の爐に於て、一面海綿鐵を、他面チタニウム五〇%以上を含む礦滓の精鍊法が考案せられた今日、北海道に於て精鍊に着手すべきは當然である。之れ又新轉業者に勤皇的分野を供與するに充分である。

産業再編成運動が關係する國土計畫分野には、たゞに造船、砂鐵のみならず、其他幾多の産業が横はつて居る。即ち從來の企業が資本家的經濟に於て採算不能、若しくは利益薄と云ふ事によつて捨てられたる幾多の生産がある。而かも其の生産が戦争遂行、並に國民生活の爲めに重要なものも有り得る。例へば農産品に就ては綿の如き、工業生産品に就ては高級機械の如き、水産品に對しては加工業の如き、數へ來れば國家としては、當然に利用開發すべかりし幾多の業務が存在してゐる。而かも學者も、政治家も、之れを問題にせざる所以のものはたとへ研究の結果成案を得ても、その具體化が、資本主義經濟構造の内部に於ては不可能であるからである。

例へば從來日本に於ける、特許、專賣特許、新案特許、何れたるを問はず、若し有利に實用化するならば、國運の進歩に多大の貢獻をなすものが多々ある。無電、無限軌道の如き、其他學的意味に於ても優秀なるものもあるが、之れが實現せざる所以は、經濟的に利益を得るべき見込が薄いからか、若しくは新發明の其の爲に、從來の資本主義企業が壓倒せられる恐れあるからである。従つて優秀なる發明は、多くは外國に賣られ、その製品を輸入すると云ふ状態である。斯かる事情は當然に學界を刺撃し、學者の研究と雖も、金錢的利潤を伴はざる結果とし

て、斯かる無用の研究も敢てしないことになるのである。若しも政府と國民が、日本來の生活信念たる、國體の本義に反省するならば、砂鐵の利用の如き易々たる企業となるであらう。

結 言

右にも言へる如く、産業再編成は單に、商業者餘剩勞力を動員して、之れを戰時産業に参加せしめんとする手段でも有り得るが、之れは同時に、今次の大東亞戰に依つて打建てんとする處の目的である、即ち一億國民がよつてもつて、其の生命を維持する經濟行爲の一切を擧げて、之れを國家が定める計畫の線に従つて集結せられる事を目的とするものである。此意味に於て産業再編成は、國民職能の再編成である。言ひ換ゆれば、苟くも國家の進運に直接、若くは間接に貢獻せざる職能を排除し、此無用の勞力を、有用なる國民職能の、既存、並に未存の職能に轉換する事を意味する。従つて此運動は私的個人の利害を超えたる國民的運動でなければならぬ。國民運動によつのみ完成せられ得るものである。

即ち産業再編成とは、私的個人から公的國民としての自覺から始らなければならぬ。公的國民の自覺はなくして産業再編成は無意味である。場合に依つては有害であるとすら考へられ

る。何故なれば、私的個人の立場からは、如何なる職業を営むとも自由である。その事が社會全體に悪影響を及ぼさない限り何を選ぶとも勝手である。殊に職業とは元々社會的である（職業が個體として存在せず消費者即ち社會が對照として必要である）従つて社會に必要な職業は職業でない。それは或場合に於ては道樂であり、社會的には有害である。されば苟も職業として選ぶ場合何等かの意味に於て、社會の需要を満すと云ふ前提が隠されてゐる。既に何等かの意味に於て社會の需要を満すと云ふ意味に於て職業を選ぶ限り、その事が何であらうとも、社會的個人の立場としては一向差支へないに拘らず、國家がその事を禁じ、若しくは之れに制限を加へる事は私權の侵害であると考へられる。併し人間生活は單に社會的ばかりでない。社會的生活ならば人間は機械でなければならぬ。生きた人間としての生活ならば道義的でなければならぬ、即ち國家を持たねばならぬ。何故なれば人は各々親を持ち、従つて各自は情を持つ、情は家を爲し、國となるのである。即ち家は人間が第一次元的に自然に與へられる構造である。而して家を成立せしむる愛が理智的反省を経て道義となり、而かも此の構造は和信協同、命令・服従の關係が人間本來として存在する。しかもその形式は道義で人間が利害關係其の他の理由によつて、自由に變更せられない先天的な形である。之れを學者は自然共同體と

云ふ、人はこの構造を基體として歴史を形成する。この意味に於て本來人は國家人即ち國民でなければならぬ。國民である限り道義的でなければならぬ。道義的である限り、情でなければならぬ。情は本來人間生活の根本性能である。此の國民的意識とは情の國家に於ての人倫的關係の基本的なる原理即ち勤皇精神に依つて實踐しなければならぬ。言葉を換えれば産業再編成は非國民的社會人から國民的勤皇人への轉換の方法である。従つて一應社會人としての職業意識を否定して、國民的意識に於て、即ち勤皇情義の實踐的方法乃至手段として國家が定めたる職能を擔はなければならぬ。

併し乍らこれを技術的に見る場合は、新舊の職能は同一の名稱を以つて呼ばるゝ所の殘留者としても、或は新に選ぶ所の職業にしても、これに對する心構へは全く相異ならなければならぬ。従つてこれに要すべき、國民の考ふべき要點は自己がもつ所の個人的特徴である。

個人的特徴が手段となつて現はるゝ場合はこれを國民的職能と稱す。即ち自己は國民的な意識に依つて如何に此の職能を盡すべきかの判断を必要とする。報酬、若しくは報酬の多寡によつて職能を選ぶべきものでない。よし多額の報酬を望むにしても任にあらざる職能では職能としての價値は認められない。従つて國民個性を即ち特徴を十二分に發揮せしむる事が、同

時にそれに対する報酬を求める所以である。此の意味に於て國家並に地方自治體は豫め幼年時代より持つ所の國民的天分を考慮し、この天分を職能化すべき方法を取らねばならぬ。これ即ち國民教育である。併し今次の再編成は、尠くとも當面としては斯る準備なしに行はれると云ふ變態的な再編成であるが故に、同様な意味に於て同時に國家は變るべき手段を講じなければならぬ。即ち人事的なる意味に於て、國民的個性の發揚を目的とする所の準備的教育訓練の施設を必要とする。

この趣旨によつて出來たものが國民職業補導施設である。併しこの職業補導施設なるものゝ能力は一ヶ年の最大限度として七、八千人を越えない。然るに轉業訓練を要する勤皇國民の数は數百萬を以つて數へる、その目的に添はざる事極めて遠い。現代の行爲は豫算に制限せられる、豫算なき所緊急缺くべからざる重要事項の外何事も爲し得ない。従つて斯る施設も政府の行政的施設を待たずして國民的協同體が、即ち國家又は地方自治體が自己の爲めに其の急に應ずる施設を取らなければならぬ。即ち個人的金錢收得を必要付ける所の保健並に教育施設の外、國民教育の臨時的方法として國民的新職業の訓練を施さなければならぬ。地方自治體は國民生活の實踐團體である。現實的に同時に職能の團體である。従つて職能的訓練の爲には、

それを組成する職能の各分野に於てそれ／＼新職能習得者の訓練に従事するのが當然である。然るに現次の職能者は資本主義的機構の下にあるが故に、その行動は悉く經濟的打算に依つて左右されるが故に、急に應じ難い事情も存在する。此處に於て政府は特別の豫算を計上し之等の缺陷を保證しなければならぬ。即ち官立國民補導所に於て補給すると同様の金額を、斯かる職能訓練に對して與へる事を必要とする。

之れを要するに産業再編成運動なるものは一面に於て適所適材への職能的再編成である。而かも適所は國家が定める所の計畫に依つて制限せられるのであるが、之等の現象的變化と謂へども期する所は、その現象を内容付る所の精神的なる編成換に歸着する、此處に精神運動を必要とする所以である。

國家總動員法

(昭和十三年四月一日
法律第五十五號)

改正昭一四・四―法律六八昭一六・三法律一九

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付キ協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇

入若ハ解雇、就職従業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産修理配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其従業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其他ノ工作物ヲ管理使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フモノヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フモノヲシテ特許發明及登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ權利ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ノ戰時ニ際シ國家總動員上必要アル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變行、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種

ノ事業ノ事業主又ハ其團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラル、團體ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ定款ノ作成其他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ統制規程ノ設定變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ統制規程ノ設程若ハ變行ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規定ニ依ルヘキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職

業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 政府ハ第二十二條第二十三條第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

附 則 (昭和十六年法律第十號)

本法施行ノ期日ハ勅令以テ之ヲ定ム(昭和十六年三月十一日勅令第二〇五號ヲ以テ同年三月二十日ヨリ施行)

日本銀行法

(昭和十七年二月二十三日公布)

四二

第一章 總 則

第一條 日本銀行ハ國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス
日本銀行ハ法人トス

第二條 日本銀行ハ專ラ國家目的ノ達成ヲ使命トシテ運營セラルベシ

第三條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ關スル國ノ事務ヲ取扱フモノトス
前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ法令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ負擔トス

第五條 日本銀行ノ資本金ハ一億圓トシ之ヲ百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ五千五百萬圓ヲ日本銀行ニ出資スベシ

第六條 外國人、外國法人又ハ勅令ヲ以テ定ムル帝國法人ハ日本銀行ノ出資者タルコトヲ得ズ

第二章 職 員

第十六條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ズ

理事ハ總裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

參與ハ金融業若ハ產業ニ従事スル者又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

第三章 業 務

第二十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引

二、手形、國債其ノ他ノ有價證券、地金銀又ハ商品ヲ擔保トスル貸付

三、預リ金

四、内國爲替

五、商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、國債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣買

四三

六、地金銀ノ賣買

四四

七、手形ノ取立、保護預リ其ノ他前各號ノ業務ニ附隨スル業務

第二十二條 日本銀行ハ政府ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

日本銀行ハ國債ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外國爲替ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 日本銀行ハ國際金融取引上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國金融機關ニ對シ出資ヲ爲シ若ハ資金ヲ融通シ又ハ外國金融機關ト爲替決済ニ關スル取引ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ爲必要ナル事務ヲ行フコトヲ得

第二十六條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ取扱ヲ爲スベシ

第二十七條 日本銀行ハ本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ目的達成上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ銀行其ノ他ノ金融機關

ニ對シ日本銀行ノ業務ニ協力セシムル爲必要ナル命ヲ令爲スコトヲ得

第四章 銀行券

第二十九條 日本銀行ハ銀行券ヲ發行ス

前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス

第三十一條 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條第一項ノ發行限度ヲ超エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第七章 罰則

附則

第四十九條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 主務大臣ハ改組委員ヲ命ジ舊日本銀行ヲ日本銀行ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

第五十九條 日本銀行ノ成立ニ因リ舊日本銀行ハ之ニ吸收セラル、モノトシ舊日本銀行ノ一切ノ權利義務ハ日本銀行ニ於テ之ヲ承繼ス

臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日
法律第八十六號)

改正 昭一四・四法律六八、昭一四・四法律八六、昭一五・三法律七〇、
昭一六・三法律一八

第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル時ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル時亦同ジ

臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日
勅令第五百二十七號)

改正 昭一三・八一勅令五九〇、昭一四・四勅令二二四、昭一六・一二勅令一一〇六

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ關スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、ト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ニ五萬圓以上トアルハ左ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノ、新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、ト認ムル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓以上トス

一、化粧品、化粧品用具、喫煙用具、身邊細貨類、毛皮製品、羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル製品、皮革製品、玩具、室内遊戲具、樂器、樂器部分品若ハ附屬品、室内裝飾用品、照明器具家具、致醉飲料、清涼飲料、調味料、菓子又ハ飴ノ製造用ノ設備。

- 二、映畫制作ノ設備。
- 三、物品販賣用ノ設備。
- 四、理容店用、浴場用、旅館用料理店用又ハ貸席用ノ設備。
- 五、興業用ノ設備。
- 六、社交用娛樂用又ハ遊興用ノ設備。

第二條 臨時資金調整法第二條ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券（國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ）ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一、行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ル、資金ノ貸付ヲ爲ストキ
- 二、行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキノ取扱ヲ爲ストキ、行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 三、臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ、行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金金額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スル事ヲ得

- 一、航空機製造事業
- 二、金屬工機械製造事業
- 三、兵器及兵器部分品製造事業
- 四、鋼船製造事業
- 五、製鐵事業
- 六、產金事業
- 七、石炭鑛業
- 八、石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

銀行等資金運用令施行規則

五〇

(昭和十五年十一月二十二日)
大藏・農林・商工・拓務省令第一號

改正 昭一六・二一藏・農・商・拓令・一

第三條 主務大臣ハ令第二條ノ規定ニ依リ金融機關ニ對シ其ノ資金ノ一部ノ運用ニ付左ノ各號ニ掲グル方法ヲ指定スルコトヲ得

一、大藏省預金部ヘノ預入

二、國債又ハ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付政府ノ保證アル債券ノ應募引受又ハ買入

第四條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該貸付先ニ對シスル運轉資金貸付殘高が基準貸付殘高ヲ超エ又ハ當該貸付先ニ對スル當該半期中ノ運轉資金貸付積數金額が基準貸付積數金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準貸付殘高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲

サントスルトキ亦同ジ

第五條 金融機關證券引受會社又ハビルブローカー運轉資金以外ノ流動資金ニ付一件三萬圓以上ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用途ニ使用セラルト認ムル資金ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一、特別ノ法令ニ依リ設立セラル、法人ノ第一回ノ株金又ハ資金ノ拂込

二、設立若ハ資金増加ニ付行政官廳ノ認可許可又ハ免許ヲ受ケタル法人ノ等一回ノ株金又ハ資金ノ拂込

資金ノ拂込

三、株金拂込ノ催告ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル法人ノ當該株金ノ拂込

四、行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケテ爲ス有價證券、特許權、礦業權又ハ漁業權ノ取得

第六條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ手形割引殘高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該手形割引先ニ對スル手形割引殘高が基準割引殘高ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準割引高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ手形割引殘高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

五一

第七條 金融機關新ニ當座貸越契約ヲ爲シ又ハ當座貸越契約ノ極度金額ヲ増額セントスル場合ニ於テ一營業所又ハ一事務所ニ於ケル一人ニ對スル當座貸越契約ノ極度金額ノ合計額ガ三萬圓ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

食糧管理法

(昭和十七年二月二十一日
法律第四十號)

第一條 本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第三條 米穀、大麥、裸麥、又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物貨其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ買入レタル米麥ヲ食糧營團又ハ政府ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米麥以外ノ主要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第六條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得 前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ政府之ヲ定ム

第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ貸付又ハ交付ヲ爲スコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貯藏交換加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給加工製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格加工賃又ハ製造ノ料金ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 米麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ 前項ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ米麥ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政府之ヲ定ム

第十四條 食糧營團ハ法人トシ政府之ヲ監督ス食糧營團ハ中央食糧營團及地方食糧營團トス食糧營團ニ非ザル者ハ食糧營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十一條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

企業許可令（全文）

五六

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む以下同じ）第十六條の規定に基く事業に屬する設備の新設、擴張又は改良の制限及國家總動員法第十六條の三の規定に基く事業の開始又は委託に關する命令は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る。

第二條 本令は國民經濟の總力發揮に資する爲企業の整備統制の基礎を確立することを目的とす。

第三條 閣令を以て指定する事業（以下指定事業と稱す）を開始せんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は重要産業團體令に依る統制令にして主務大臣の指定するもの（以下指定統制會と稱す）の承認を受くべし。

前項の許可又は承認は工場、事業場、店舗其他の事業を行ふ場所（事業を行ふ場所一定せざる業態の事業につきては事業を行ふ區域を含む）毎に之を爲す但し主務大臣別段の定を爲したるときは此限に在らず。

行政官廳又は指定統制會必要ありと認むるときは第一項の許可又は承認に條件を付することを得。

第四條 指定事業を行ふ者其事業を他人に委託せんとするときは閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制令の承認を受くべし。

第五條 相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼したるときは相續人は第三條の許可又は承認を受けたるものと看做す但し主務大臣別段の定を爲したるときはこの限に在らず。

前項但書の場合に於ては相續人は主務大臣の定むる期間を限り第三條の規定に拘らず其承繼したる事業を行ふことを得。

前項に掲ぐる相續人前項の期間内に第二條の許可又は承認を申請したる場合に於てその申請に對する處分の日迄亦前項に同じ第一項の場合に於ては相續人は國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依りその旨を行政官廳に報告すべし。

第六條 指定事業に屬する設備にして主務大臣の指定するもの、新設、擴張又は改良を爲さんとする者は閣令の定むる所に依り行政官廳の許可又は指定統制會の承認を受くべし。

第七條 指定事業の指定ありたる際現にその事業を行ふ者又はその相續人は國家總動員法第三

五七

十一條の規定に基き閣令の定むる所に依りその事業を行ふ旨を行政官廳に報告すべし。

第八條 指定事業を行ふ者その事業の全部若は一部を廢止したるとき又はその事業を他人に委託したる場合に於てその委託終了したるとき國家總動員法第三十一條の規定に基き閣令の定むる所に依りその旨を行政官廳に報告すべし。

第九條 本令に依り許可又は承認を要すべき事項に付他の法令に依る行政官廳の許可、認可その他の處分ありたるときは本令に依る許可又は承認ありたるものと看做す。

前項の他の法令は閣令を以て之を定む。

第十條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き指定事業を行ふ者よりその事業に關する報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫、事務所その他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類その他の物件を檢査せしむることを得。

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては閣令の定むる所に依りその身分を示す證票を携帶せしむべし。

第十一條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とし、閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、

樺太又は南洋群島に在りては廳令とす。

附則 昭和十六年十二月十三日より之を施行す。但し朝鮮、臺灣、樺太、又は南洋群島に在りては昭和十六年十二月二十六日より之を施行す。

小賣業整備要綱

(昭和十七年五月十五日)

六〇

小賣業の整備に關し政府は四月廿一日の閣議決定を以て大綱を決定したが、今回これが具體的細目たる小賣業整備要綱を決定、十五日附商工、農林、厚生、大藏、内務の關係五省次官連名を以て各地方長官並に關係方面宛通牒を發した。今回決定の整備要綱は曩に發表した整備大綱に基いて企業の整備方針、轉業者の對策等に關しかなり具體的にその方途を示したものである。小賣業整備要綱の骨子は左の通りである。

整理統合方針

- 一、整備の實施機關として各府縣の中小商工業再編成協議會及びその部會を重用し官民一體の實をあげる。
- 二、殘存企業態を出來得る限り個人企業體とし、その經過的措置については(1)實際上整備済のものにはその儘手を付けず。(2)整備進行中のものは一應これを打切つて主務省の指示を受け

ることになるが、大體はその儘認め。(3)今後實施するものには抜取整理によつて個人企業態を存置する。

三、整理統合の基準は整理統合の順位を決定する場合に取扱ふ商品の實績に依らず、轉職の難易や店舗の位置及び規模等を考慮すると共に消費者の便益も充分に考へ、戦死者、出征軍人傷痍軍人の遺家族に對してはその人が事實上の營業主であり、轉廢業の困難なものに限つてその儘残し他は適當な方法で整理する。

四、一般小賣業者以外の小賣業との關係、例へば百貨店等との關係は適切な事業分野の調整を行ふが、百貨店の整理は現在商工省に於て措置を講じてをり近く發表する。

五、二種以上の物資を取扱ふ小賣業の整理には營業全體の實情を斟酌して物資別の整理統合を行はない、例へば酒と味噌の如きこの中酒のみを取つて整理をなすことはない、又修繕を兼ねてゐる小賣業の整理には利用者不便を與へぬやう統合上特に留意する。

殘存企業配置方針

一、最寄品店 食料品等の日常生活必需品店の配置方針は配給擔當區域を一町内會(又は部落會)又は二以上の町内會の區域を合せて單位としてこれに同種業二以上を置いて競争させ、

六一

店舗の配置上従来の商店街、小賣市場を利用して、共同御用聞、共同配達の方法によつて配給能率を増進する。

二、買廻品店 日用生活必需品以外の物資を取扱ふ店舗の配置に付ては配給擔當區域を特別に定めず現在の分布状況から適宜に整理統合を行ふ。

三、農山漁村に於ては萬屋式の各種物資を取扱ふ店舗を分散存置する。

轉業者對策

一、轉業者の選定は年齢、資質、經驗、技能等から見て勞務に堪へる者から決定する。

二、戦死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人の轉業に際しては他に優先して就職を斡旋し、補助金の交付は普通より多く、又その他についても種々業者團體が積極的に援助する。

三、轉業者の使用人たる出征軍人に對して應召期間中支給する給與は殘存業者の業者團體を以て可及的に支給させる。

四、轉業者の就職に就ては本人の希望を充分考慮してその就職を指導し就職先、就職條件等大體の目安が付いて後に轉出させ、それ迄の間は從來その者に屬してゐた商業報國會等を以て勤勞奉仕隊を結成、差當り緊要産業の生産増強に協力させる。この場合従前の收入に激減を

與へぬやう特別の考慮を拂ふ。

五、轉業者の共助には同業者をして自治的に行はせ轉業者の生計に萬遺憾なきを期し、一方國民更生金庫を最大限に活用する。

六、職業轉換をなしたものが従前の企業に復歸を希望する時、優先的にこれを考慮する。

小賣業整備要綱

六四

- 一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基く之が職業轉換は表裏一體たるべき關係に在るを以て兩側面の計畫並に實施に付彼此照合すること。
- 二、整理統合に當りては地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふこと。
 - (一) 整備計畫の樹立及び實施に就ては地方官廳に於て積極的に企畫指導し其適正且迅速なる實施を期すること。
 - (二) 整備計畫の樹立及び實施に就ては中小商工業再編成協議會及び其部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむること。
- 三、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす。但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと、尙之につきては左の諸點に留意する事。
 - (一) 既に企業合同の方法に依り整備實施済のものに付ては之を變更するの要なきこと、此場合に於ては業種、規模等を主務省に報告すること。

- (二) 現に整備進行中のものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては業種整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省の指示を受け措置すること。
- (三) 今後實施するものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては其業種整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省に稟議すること。
- 四、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること。
 - (一) 店舗の整理數の決定に當りては配給の適正化を目的として店舗の位置分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者を選定するに當りては轉換の難易を考慮し之等間の調整を圖ること。
 - (二) 經營規模を考慮するに當りては適正經營規模を目的とするは勿論なるも其趣旨とする所は實績主義に依り比較的規模の大なるものゝみを殘存せしめんとするの意に非ざること。
 - (三) 轉換の難易に付ては八を、消費者の便益に付ては六及び七を参照すること。
- 五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間に夫々必要

六五

に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと、尙之が具體的措置に付ては別途指示する。

- 六、小賣業の整備に當りては左の事項を考慮すること。
- (一) 市部と郡部に付ては夫々事情を異にするを以て劃一的に取扱はざること。
 - (二) 各種の物資を取扱ふ小賣業に付てはその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこととしその取扱物資に付各別に整理統合を行ふことは成るべく之を避くること。
 - (三) 修繕を兼ねる小賣業に付ては修繕業務輻輳の現狀に鑑み利用者に不便を與へざるやう其整理統合上特に留意すること。

- (四) 食料品等の日常生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜消費者數及び其分布狀況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計画的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと。

(1) 配給擔當區域は成るべく一町内會(又は部落會)の區域又は二以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じ適宜之を定むること配給擔當區域は各業種に付成るべく共通ならしめ相錯綜することなきやう留意する事。(2) 配給擔當區域を劃定

- したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむること。(3) 消費者の便宜、配給の適止等を期する爲要すれば店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用に付考慮すること。(4) 要すれば各店舗の取扱物資の種類に付適當なる整理調整を行ふこと、この場合に於ては取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮すること。(5) 配給擔當區域を劃定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮すること。(6) 一家庭の人手不足の現狀に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗に於て共同御用聞又は共同配達を爲す等の方法に依り配給能率の増進を圖ること。(7) 切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の規正等を圖る爲必要に應じ之を行ふこと。(8) 市町村、町内會(又は部落會)との緊密なる連絡を圖り配給の計畫化を期すること。
- (五) 日常生活必需品以外の物資に付ては配給擔當區域の劃定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布狀況に留意しつゝ適宜店舗の整理統合を行ふこと。

- (六) 農山漁村における小賣業の整備に當りては、地方の實情に即し消費者の便宜上又は小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得ること。

七、配給能率の低下を防止し之が向上を圖るため商業報國運動等に依り經濟道義の昂揚を圖ると共に店舗をして共勵せしめ其成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新を爲さしむる等適等なる措置を爲すこと。

八、整統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換に就ては左の點を考慮すること。

- (一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定すること。
- (二) 戦死者及び戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること。
 - (1) 戦死者、戦病死者又は出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合又は年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること。
 - (2) 傷痍軍人等に付ても右に準ずること。
 - (3) 戦死者、戦病死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人等にして轉業を爲す者に付ては左の措置を講ずること。
- (イ) 他に優先して就職の斡旋を爲すこと。(ロ) 店舗其他の營業設備、手持商品、債權債

務の處理等に付ては業者團體をして積極的に援助せしむること。(ハ) 共助資金の交付に付ては特別の考慮を拂ふこと。

(4) 轉業者の使用人たる出征軍人に對し其應召期間中支給する給與に付ては殘存業者を以て組織する業者團體をして可及的之が支給の途を講ぜしむること。

(三) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正に之を行はしむる事。

(四) 轉業者の就職は國民職業指導所に於て勞務動員の必要と睨み合せ之を指導斡旋するを原則とすること。

(イ) 適當と認むる求人口を成るべく多く提示し本人の希望を考慮して其就職を指導すること。

(ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合に於ては適宜他の求人口に就職するやう指導すること。

轉業者の就職に付ては左の措置を講ずること。

(一) 職業補導施設の活用並に國民勤勞訓練所の利用を圖ること。

(二) 工場事業場其他に對し轉業者に對する訓練並に技能の錬成に關し適切なる措置を爲さしむること。

(1) 轉業者の訓練並に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛錬し工(鑄)業生産に直接必要な知識及び技能を授くるを目的とすること。

(2) 養成期間は全體三ヶ月を標準とするも生産作業の性質其他特別の事情に依り之が短縮を爲すことを得ること。

(三) 轉業者は速に其就職先、就職條件等の大體の用途を定めたる後轉出せしむることし轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞率仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ之に依り轉業に必要な錬成を爲さしむること。

右勤勞率仕隊に依る勤勞報國作業については時局産業方面の工場事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむること。

(四) 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふこと。

(五) 轉業者の家族に對してもその就職授産等につき特別の考慮を拂ふこと。

一〇、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること。

こと。

(一) 成るべく既存の組合等を利用すること。

(二) 同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定を爲さしむること。

(三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法に依り負擔の公平を期すること。

(四) 共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得る迄の生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむること。

(五) 共助資金交付の標準は生産又は取扱數量の外形のみならず轉業者の個々の事情をも斟酌しこれが適正公平を期せしむること。

一一、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗その他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等において買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共にその營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること、この場合において可及的に國民更生金庫を活用すること。

(一) 店舗及び倉庫にして残存業者又は業者團體において利用し得るものは之等のものにお

いて買取り又は借入ることとし利用困難なるものに付てはその適當なる處分又は利用の斡旋を爲すこと。

(二) 手持商品に付ては成るべく殘存業者又は業者團體において買取り又はその適當なる處分の斡旋を爲すこと。

(三) 營業用設備及び什器備品に付ては殘存業者又は業者團體において利用し得るものは之を買取り利用困難なるものにつきては適當なる處分の斡旋を爲すこと。

(四) 營業上の債權及び債務につきては成るべく業者團體等に於て之を肩替して處理すること。

(五) 前各項の規定に依り店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器備品、營業上の債權債務、處理を爲すに當りては國民更生金庫の活用を圖ること。

一二、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於て其企業の新規開業を認め得る事情に在る時は之が許可につき優先的に考慮すること。

小賣業整備に就て (企畫院)

政府は去る三月十日の閣議において中小商工業の再編成並びに職業轉換の促進に關する大綱を決定し、爾來企畫院内に設けられた「中小商工業再編成對策委員會」において企畫院を中心として關係各省の間で具體的な對策を考究中であつたが、小賣業の整備に關して成案を得るに至つたので、四月二十一日の閣議においてこれを決定した。

小賣業の整備が産業再編成の根本原理の上に行はなければならない事はいふまでもない。産業再編成とは全産業機構を國防目的に副ふやうに編成替へすることであり、その目標は國家經濟總力を戰爭目的に集中動員するにあるのであるが、その際、われわれの考へなければならぬ點は、再編成された經濟機構が日本の國情に副ふものでなければならぬことである。また全體として能率的でなければならぬこと、經濟の歴史的な發展の方向に背馳するものであつてはならないことである。

さらに戰時においてこれを斷行するに當つては、出来るだけ圓滑に轉移させることが必要であつて、いやしくも無用の混亂を生じたり、生産配給等を滯停させることがあつてはならない。

小賣業整備の方針もこれらの諸點を綜合考慮し検討した上、決定したのである。その要旨はすでに發表された通りであるが、そのうち重要な事項について補足的な説明をしよう。たゞ今度きまつたのは大體の方針であつて、細かい事柄はさらに詳しくきめなければならぬ點が多いが、こゝでは一般的な説明に止めることを諒承していただきたい。

企業 の 形態

まづ第一に企業の形態については「整備統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置」せしめることにした。

整備の方法としては、或る業種または或る区域内の小賣業者を一つの有限會社または組合等にまとめ、従來の店舗の中の一部をその配給所として、今までの従業者（業者も雇人も含めて）の一部は轉業し、他は會社または組合等の使用人として配給に従事する。その際、業者は會社または組合等に出資する機會を與へられるといふ方法がある。工業では今までの方法は割合廣く行はれてゐるのであるが、小賣業についてはこの方法を排し、個人企業を存置することにしたのである。それは我が國の小賣業の實體が家族と企業とが一體になつて出来てゐるもので

あることに由來するものであるが、これにより業者の創意と工夫と家族労働を活用し、「その職に止まる者」をして「従來の職域において本米の使命に邁進」（三月二十六日内閣訓示）させ、小賣業者としての堅實な中産階級を保持し得るのである。

勿論この原則は個人業者に對する既存の組合の統制や、組合の共同施設等を排除するのではない。事業經營の主體が個々の個人業者にある以上、業者の自主的な團體の結成は差支へないのであり、また現今の統制經濟の下において統制のためにする組合の結成は、或る場合には國家的要請である。

本原則は整理のために會社または組合を新たに設けてこれを事業の主體とし、各業者が使用人化することを諸般の見地からみて適當でないことを認め、これを避けることにした。

個人企業態を存置させるやうに整理を行ふ場合、業者の或る者はその業から手を引かなければならない者が出て来るわけであるが、これら轉業者のためには「同業者の共助精神に基づく自治的共助方法」を講じなければならぬ。この場合には、既存の組合等が共助資金を醸出造成し、轉業者に共助資金を贈るのであり、店舗、手持商品の買取り、または處分の斡旋、營業上の債權、債務の處理等を行ふのは、事實上これらの組合が當るのが適當であらう。

企業の形態はこのやうに個人企業態を原則として採用するのであるが、「之に依り難き場合は其の他の方法に依り之を行ふ」のである。すなはち、どうしても個人企業を残すやうな整理方法をとれないものは、企業合同によつて整理を行つて差支へないのである。この例外の取扱は餘り多くは想像されないが、例へば現在統合整理を完了したもの、または進捗中のもので、個人企業の形態に引戻すことが出来ないもの、または引戻すことによつて却つて混亂を生ずる虞れあるものは、當然この例外によつて現在の企業合同の形態を認められることにならう。また配給機構の整備上、何としても企業合同によらざるを得ないし、また、それが適切であるやうな場合には例外と認められるわけである。

轉業者決定の基準

第二に整理を実施して、やめる者を決める場合の基準であるが、これについては、実績主義によらず、轉業して他で働ける者、年の若い者、體の丈夫な者、他の職業に経験ある者、他の職業に關する技能のある者等を先にし、「年長者、專業者等轉業困難なる者は多少能率低きものと雖も成るべく、現在の業務を繼續せしむること。」(昭和十五年十月二十二日閣議決定)「中小

商業者に対する對策」とする。しかし整理自體は産業再編成の立場から行はれるものであるから、配給が適正に行はれるやう、適當數の店舗を適當な位置に配置し、また整理後の小賣業の經營が成立つてゆくやうに適限規模を考慮しなければならぬ。ことに日用必需品については消費者の便益を十分考へて、店舗の位置分布等を決める必要があるのである。

こゝに擧げられたこれ等の諸點は常に相互に調和し得るとはいひ得ない。矛盾する場合も少なくないと豫想される。また取扱商品の種類により事情を異にするのであるが、例へば米のやうな貴重商品であつて、配達を必要とするものは、青壯年男子の勞力を残す必要があるから、老人弱者を残して青年を轉業させることには限度がある。また適限經營規模だけを考慮すると、実績の小さい、いはゆる零細業者は第一に整理されてしまふ虞れがある。かくして事實上、この諸點の綜合は最も苦心を要するところであると思はれる。

この諸點の中の何れに重點を置くかは、業種または地方事情により一概にはいひ難いが、例へば日常生活必需品と然らざるものを一應區別して考へれば、消費者の便益、店舗の分布の考慮は前者と比べて後者においては軽いといひ得る。また轉業しなければならない人が少數の時、轉業の難易だけ考へればよい場合もあり得る。要は實情を斟酌してきめるほかないのであ

こゝで二、三注意して置きたい。

「企業の経営規模を考慮する」といふのは、「実績に拘泥せず」と前にあることでも分るやうに、大規模経営の小賣業だけを殘す意味ではない。小賣業が産業再編成の根本原理の上に立つといふのは、取扱物資が現在減少してゐるから、それだけ店舗をへらすといふ單純な原理に立つてゐるのではないといふことなのであるが、整理された小賣業は少くとも、數年或ひは十數年の後、取扱物資が増加しても、その減少した店舗數で十分その配給を適正にしてゆける大體の見透しがなくてはならない。しかし、この見透しの下に整理してゆくにしても、當分「食つてゆける」だけの商賣はなければならない。こゝにいふ経営規模とはこのことをいつてゐるのであつて、このためには小さな業者が殘つた場合には、例へば実績の讓渡等を行はなければならないであらう。

また「轉換の難易」といふのも、例へば、今の工場の賃金では暮してゆけない者は轉業しないといふ意味ではない。相當數の轉業者が出る見込みがあるならば、例へば轉業して工場で働くことになつたならば、「新たな職域において清新潑刺たる希望の下に矜持を以て奉公の途に

挺身」(三月二十六日内閣訓示)させるだけの處置が國家によつてなされなければならない。この處置がなされても、なほ轉業の出來ない者はなるべく殘るやうにしたいといふ趣旨である。

このためには國民動勞訓練所を設置し、例へば工場事業場に轉業者の訓練を行はせ、また「従前の収入に激減を與へざる如く」共助資金を業者團體から轉業者に交付させること、或ひは國民更生金庫を通じて共助の實を擧げるなど特別の措置が考へられる。

戦歿者の遺族または出征軍人の家族、傷痍軍人等で「轉業を適當とせざる者」は成るべく「従前の業務を繼續し、またはこれに従事し得る如くすること」にした。例へば戦歿者の妻が生計を小賣業によつて支へてゐる場合、なるべく轉業せしむべきでないことは固よりいふまでもないが、上にあげた者でも自ら希望する者、または他に適職があつて轉業できる場合には轉業させて差支へない。「轉業を適當とせざる者」と特に限定した意味はこゝにある。

轉業者が決つた場合

第三に小賣業をやめて、他に轉業する者が決つた場合は「速かにその就職先、就職条件等の大體の用途を定めた後轉出せしむること」とし、それまでは現在の組合等による共助組織にお

いて生活費の補給、轉業資金の補助等をさせることにした。

八〇

これは統合整理によらない場合にも必要なことであり、これによつて圓滑に轉職できるのである。そしていよいよ就職できるまで商業報國會等で勤勞奉仕等を結成させ、勞務動員計畫産業の生産に協力させながら轉業に必要な精神的、肉體的訓練を行はせることにした。これには従來の組合單位の半轉業のやうに、要轉業者以外の者も一緒に働きにゆく場合も、要轉業者だけが集團的に働きにゆく場合もあらう。

今回の方針に基づく轉業は、性質上計畫的な轉業であり、集團的な轉業であるから、轉業者の決定から就職までの間にはいろいろと工夫を要する場合が多いと思はれる。就職が勞務調整令により國民職業指導所の手で統制されてゐる以上、原則として就職は指導所の斡旋によるべきことは勿論であるが、要轉業者が、現實に新しい職場に落着くのは、もとの業の清算、自分の希望、環境の變化、工場側の條件等、諸々の要素があつて容易ではない。

これをなるべく計畫的に、しかも一度決定した職場を數ヶ月で放棄する等のことのないやうに轉移させるには、勤勞奉仕隊の結成のほかに、實施上いろいろと工夫を要する點が多い。奉仕隊の結成は一つの實際的な方法として大いに活用してゆかなければならない。これについて

は業者側の熱意、殊に残つた業者の應援、工場側の誠意、これら結び着ける指導所の努力が推進する力となつてゆかなければならない。

やめる者の店舗、商品等の處理

第四に、やめてゆく者の店舗、その他の營業用設備、また手持商品、營業上の債權、債務等の處理の問題である。

實際上轉業が圓滑にゆく、かゆかないかは、この問題、ことに營業上の債權、債務の處理如何によることが大きいと考へられる。これも要轉業者だけで解決できるならば問題はない。さうでない場合には残つた業者、またはその同業團體はこの解決に協力する義務がある。店舗は残つた業者またはその同業團體が利用できるものは、買取るのが至當である。手持商品は、なるべくいはゆるロース物を含めて、残つた業者またはその同業團體が買取つて然るべきである。債權、債務も肩替り出来るものはさうしてやるのが適當である。國民更生金庫はこの問題の處理のため大いに利用されなければならない。そのために國民更生金庫は第七十九議會で機構を擴充し、政府に於ても萬全の用意を以て臨んでゐるのである。

八一

留意すべき點

第五は、配給機構整備に當つて、如何なる點に留意すべきかの問題であるが、これに對しては「整理に伴ふ配給能率の低下を防止しこれが向上を圖るため、店舗を共勵せしめる」ことを原則としてゐる。

これは個人企業態を存置させることも關聯してゐるが、實はこれに先立つて新商業道德の確立昂揚が必要である。

これがためには、商業の役割の確立とその自覺、正しい報償原則の確立等、實踐的な道德の確立が必要である。従來整理とは企業合同を行ふものであるといふやうな觀念があつたのは、他にいろいろな理由のあることであるが、一つには在來の商業の觀念が、新しい配給機構の役割の中で、悪い方ばかり展開するかのやうな印象を國民一般がうけたからであると思はれる。闇取引、情實販賣等の罪は、あげて商業者の自由主義的な營利觀念に歸せられてゐるのである。

整備された小賣業においても、個人企業が原則であると決められたのであるが、もし上述の

弊害をそのまま持ち込むとするならば、國家の期待に背き、國民の希望を裏切るものといはなければならぬ。國民經濟全體の思想の確立が必要なることは勿論であるが、小賣業に對しては國民が消費者として直接するので影響は大きいわけであり、この問題は切實に解決を要するものである。政府としても他にいろいろと手段を講ずべき點があるが、國民的努力によつてこの問題を解決しなければならぬ。ことに當の小賣業者の努力に俟つ點が多い。

食料品等日用生活必需品については今回の決定により消費者の便益、取扱數量の多寡等を考慮して店舗位置の分布、商品の流し方を決定して配給の圓滑化を圖ることにしたが、商品によつては配給區域を劃定し、その中になるべく數店舗を配置して、いはゆるサービスの低下を防止しつゝ配給の適正公平を圖る必要のあるものがある。また計畫的配給をする必要の度の強いものについては、切符制、通帳制、顧客登録等を適宜實施する。出來れば共同御用聞または共同配達を行はせたいといふことをきめたのであるが、これ等の方法は一例に過ぎず。配給の圓滑適正化については、他にいろいろ工夫しなければならぬ點が多い。

また例へば、卸賣の機構の整備と小賣の機構を離して考へるのは、實際問題として出來ないことであつて、兩者を關聯させて對策を講じなければならぬが、これ等の問題は他の機會に

譲ることにし、こゝでは今度きまつた方針に關して注意しておきたい。配給區域の劃定とか切符制の實施とかは、できるならばどの商品についても必ずこれを行ひたいといふことを考へてみるわけではない。計畫配給の必要、適正配給の必要と物資の量と睨み合せて必要に應じてやるといふ趣旨である。例へば、切符制をやれば配給區域を指定しなくても巧くゆく商品については、切符制だけを實施してゆくのである。

以上、五つの事項につき、あらましの説明を加へた。實施に當つては更に詳細の點まで決めてかゝる豫定である。

實際の處理に當つては、政府は「各廳一體、責任者自ら卒先その衝に當り和衷協力誠實懇切事を進むる」ことはいふまでもない。(四月廿六日)

中小企業の整理統合 (商工省)

其の實際と政府の施設

中小商工業の再編成と職業轉換に關する政府の方針は、三月十日と四月二十一日の情報局發表で明らかにされました。すなはち大東亞戰爭勃發の新しい事態に鑑み、重點主義に基づく生産力の増強、物資配給の圓滑適正化をねらふ中小商工業の再編成を行ひ、その健全な發達を確保すると共に、勞務動員計畫に基づく國民勞務の再配置、特に緊要産業部門における勞務の充足を圖り、以て全産業の合理的發達を促し、國家經濟の總力發揮を期すことになつたわけがあります。

當業者の中には、すでにこの政府の方針に順應し、國策の遂行に協力するやう決意を固められた人々も少くないことと存じます。しかし當業者にとつて最も大きな關心事は、一體どういふ方法で企業の整理統合が行はれるのか、職業轉換の方法はどうか、この場合に格段の經濟的打撃を受けることはないか、また轉換過渡期における生活問題はどうかといふ事柄であ

ります。これ等の點が十分納得されなければ、不安や危惧の念も自ら生じて來るわけです。

もちろん政府としては、これ等の問題について十分の考慮を拂ひ、できるだけだけの施設を講じてゐるわけです。こゝに中小企業の整理統合の實際と、これに關する政府の施設の概要を述べまして、この重要問題に當面してをられる當業者の方々の御参考に供したいと存じます。

整理統合の方法

企業の整理統合の方法は、業種業態により、また地方事情によつて必ずしも一樣ではありません。工業や商業のうち卸部門につきましては、主務省が業種業態別に、具體的に整理統合の計畫を樹てた上、これを地方廳に指示して、重要なものから實施する方針をとつてをります。すでに企業整備要綱が示されて、實施に着手されてゐるものも相當多數に上つてゐます。

小賣業については、特に地方的な事情を參酌する必要がありますので、商品取扱數量の減少傾向とか、取扱商品の種類、人口密度や購買力、空襲時に對應する店舗分散の程度、企業を経済的に維持できる最低賣上高等を考慮し、地方の實情に即した具體的計畫を主務省の指示に基づき地方廳で設定するやう目下鋭意準備中であります（四月二十九日號參照）。

このやうに、整理統合計畫を樹てる手順は業種業態によつて異なるわけですが、その何れの場合にも、當該商工業の實態を的確に把握するやうに努め、單に企業の整備それ自體だけでなく轉業者の營業資産の處理、職業轉換、共助施設等についても、総合的な計畫を設定して、それぞれ關係方面と緊密な連絡をとつて實施することにし、極力その圓滑な遂行を期することが肝要です。

もちろん、企業の整備それ自體の問題、すなはち整備された後に殘存する企業の形態、規模数をどうするか、また従前の企業をどんな方法で整理統合するかは、企業の整理統合の中心となす重要問題ではありませんが、それだけで十分といふことは出来ません。企業の整備に伴つて従來の用に供されなくなつた資産をどうして處理し、またその活用を圖るか、餘剩人員をどうして他の緊要部門に轉換させるか、また整理統合に必要な資金をどうして調達支給し、轉廢業者の負債をどうして整理するか、といふやうな企業の整備に伴ふ物、人、金の問題も同時に解決する準備を整へた上で整理統合を實施するのなければ、整理統合がこれ等の點から行きづまり、或ひは物資動員とか、勞務動員といふやうな他の重要國策の遂行に寄與できないといふ結果を來すことになるのであります。後にも述べますやうに、これ等の整理統合に伴ふ物、人、

金の問題については、政府でそれぞれ適宜の施設方策を講じてゐるわけですが、企業の整備計畫を樹てる場合に、同時にこれに伴ふ物、金、人の問題について政府の施設の利用計畫をも併せて設定するやうにしなければならぬのです。

企業の整理統合に關するこれ等の計畫の樹立實行に當つては、關係各廳の緊密な連絡協力の必要なことはもとより、官民一體の實を擧げることが極めて肝要であります。この意味におきまして、最近、企畫院に關係各廳係官を以て組織する「中小商工業再編成對策委員會」を設置し、本件實施上の重要事項の審議と事務執行上の連絡に當ることになつたのですが、なほその他に各道府縣に「中小商工業再編成協議會」を設置すると共に、商業報國運動の擴充強化を圖つたわけです。

中小商工業再編成協議會は、地方長官を中心とし、商業組合、工業組合、商工會議所その他産業團體の代表者、緊要産業の事業主、關係官公吏、大政翼賛會關係者その他學識經驗ある者を委員とする強力な官民協會でありまして、地方廳が主務省の指示により、または獨自の立場において具體的な整理統合計畫を樹立實行しようとする場合に、豫じめこの協議會で官民協力の下に綜合的計畫の樹立實行について協議するわけです。なほこの協議會には部會をおき、

特定の商工業に關する具體的な實行計畫を樹てさせることになつてゐます。部會は道府縣單位の商業組合、工業組合またはその聯合會が整備されてゐる場合には、これ等の團體を單位として組織することになつてをり、組合で豫じめ樹てられた計畫が、部會で検討された上、實施されるわけですから、これによつて設定される計畫も實情に即した合理的なものとなり、従つてその實施も圓滑に進行することゝ存じます。

中小商工業の整理統合の實施については、行政官廳の積極的なまた周到な指導と、適切な助成施設とを必要とすることはいふ迄もありませんが、なほ當業者自身の自覺に基づく、自主的積極的な協力を俟たねばならないところが多いのでありまして、眞に官民一體の總力によつて事に當るのではありません、到底所期の効果を擧げることが困難であります。そこで、從來主として商業者の經濟道義の昂揚、すなはち闇取引の防止とか、サービスの向上等を目標として展開されてまゐりました商業報國運動を擴充強化しまして、企業の整理統合や職業轉換に關する商業者の自主的運動として、特に青壯年層に對する職業轉換促進運動として展開し、大東亞共榮圈確立に對する商業者の熱意を、こゝに凝結表現するやうに指導することになつたのであります。商業報國會の数は六千八百、その會員數百十數萬、道府縣本部の結成されたものは四十四

に及んでをります。このたび中央本部の陣容を刷新し、岸商工大臣自ら總裁となつてこの運動を統裁することになりましたので、今後の活動の成果に多大の期待が懸けられてゐるわけでありませぬ。

職業轉換促進の方法

商工業者の職業轉換につきましては、從來とかく商工業者として立ちゆかなくなつた人々の就職問題として考へられ勝ちだつたやうに思はれます。しかしながら今日で、はこのやうな消極的な意味ではなく、中小商工業部門から有能な人材を簡抜して、國家が最も必要とする部門に集中し、より緊要な職域で大東亞戦争の完遂と大東亞共榮圈の確立に協力していただきたいといふ、非常に建設的な問題としてこれを取上げてゐるのです。

従つて轉換する人々は、より緊要な他の部門で、積極的建設的な役割を果すことが出来る有爲な人材でなければなりません。そこで、青壯年者で轉換の比較的容易な、またその適格を有する人々は、從來事業上の実績が多かつたとか、或ひは企業統合體に對する出資が多いといふやうな事情の如何にかゝはらず、優先的に他の緊要な部門に轉換させることにし、傷痍軍人と

か營業主である出征軍人や戦死者の家族とか、老年者とか或ひは身體の虚弱、疾病等、特殊の事由のある人で、轉換を適當としない人々には、從來の事業を繼續させるとか、或ひは企業統合體の役職員としてその經營に當らせるやうにしまして、いはゆる足弱な人々が先に轉換させられることがないやうに留意しなければならぬのです。

他の産業部門に轉換する人々のためには、適職の發見に努め、極力その轉換を圓滑にしてやらなければなりません。その年齢とか、健康、經驗、技能とか、その他家庭の事情等を參酌しまして、豫じめその人に向く産業、労働の種類、移住の適否、移住先等について調査もし、本人の希望を聞くと共に、勞務者の雇入を必要とする緊要産業部門の工場からも、商工業部門から轉業しようとする人の雇入員數とか、どんな前職、技能をもつ者が望ましいかといふやうな希望、意見をも提出させまして、兩者の事情を篤と照合勘案して、適材適職主義によつて、なるべく同一または類似の産業部門内、同一または隣接の道府縣内に轉換するやうにしたいものです。

商工業者の職業轉換は極めてむつかしい問題ですが、このやうな方法で適材を適所に配置する工夫と努力とを惜まないならば、割合に轉換が圓滑に進行するだらうと思ひます。

従来帯止めや、簪などを細工してゐた坐職の銚屋さんが、精密機械部品の仕上工に轉換して非常な好成绩を挙げたといふ事例もあります。また従来硝子工業に従事してゐた人々には、鑄物工業の部門に轉換することが、比較的轉換も容易であり、その経験技能を新らしい職場で活用することも出来るだらうと考へられます。このやうに、それぞれの事情を具さに検討してまいりますと、案外適材を適職に配し、轉換する人、雇入れる者双方が喜び、満足するやうな結果を収めることは、必ずしも困難ではないと思ひます。

轉換する人については、その轉換先とか轉換條件等の確定した後には、轉出するやうにしなければなりません。しかし實際問題として企業の整理統合と職業轉換との間には、多少時間的な間隙を豫想しなければなりませんので、就職先、就職條件等が確定して轉出するまでの過渡期におきましては、商業報國會等を中心として勤勞奉仕隊を結成し、差當り緊要部門の生産増強に協力すると共に、これによつて轉業に必要な錬成も與へることにしまして、轉換過渡期において、たゞ一人も行くべき適職がないといふやうなことのないやうに配慮してゐるわけです。

轉換先として目下のところ最も重要視されてゐますのは、緊要産業部門の勞務者であります。これは緊要産業部門の勞務の充足を圖り、その生産力の増強を期す上に必要やむを得ないところ

ろであります。大陸方面その他へ進出することにつきましては、當業者として大きな希望と期待をかけてをられるやうであります。適當な時機にこれ等の諸地域の經濟建設の指導者として、従来の商工業者中から適當な者を、適當な方法で進出させるやうにしたいとも考へてゐます。従つて商工業者として、こゝにも前途の光明と希望とを繋ぐことができるわけですが、何分にも目下戰爭最中のことではあり、その時機の到來するまでには相當の日時をみなければなりませんし、また他方では生産増強こそ、この戦ひに勝ち抜くための最も緊要な問題でありますので、何はともあれ、まづこれ等の部門に勇躍轉換されることを期待してゐるわけです。

轉業者に對する施設

轉業者の生活安定と事業整理促進に關する政府の施設としては、(一) 共助金の國庫補助、

(二) 共助資金借入利子の補給、(三) 國民更生金庫、(四) 租税の減免等を擧げることが出來ます。次にその大體を述べることにしませう。

(一) 共助金の國庫補助

轉廢業者に對しましては、後に述べる國民更生金庫の活用によつて、その事業の整理を促進

するだけでなく、まづ商業組合、工業組合等の同業團體が、相扶共助の精神に基づいて轉廢業者に共助金を交付する等、適當な共助施設を構することが適當でありますので政府では商、工業組合等が共助施設をすることを指導勸奨してきたのです。

ところが近頃取扱物資の減少とか、價格の抑制等の原因で、必要なだけの共助金を支給することの困難な組合等が漸次増加する傾向が著るしいので、これ等の組合等に對してその共助費の一部を國庫から補助することにし、昭和十六年度において四百二十一萬圓（うち商工省關係二、二二五、〇〇〇圓、農林省關係二、〇八五、〇〇〇圓）昭和十七年度において二千八百二十八萬一千八百圓（うち商工省關係一三、一七五、〇〇〇圓、農林省關係一五、二〇六、八〇〇圓）の豫算を計上してをります。

この補助金は、行政官廳の指導斡旋で轉廢業をした者が収入の減少から生活困難な状態に陥るかもしれない虞れがあるにもかゝらず、同業團體等の力だけでは一ケ年六百圓程度の共助金さへも支給できないといふ場合に、同業團體等において三百圓を負擔し、殘額三百圓を國庫から補助して、少くも一業主當り一ケ年平均六百圓程度の共助金を支給させようとするものであります。右の六百圓の金額とこれに對する國庫補助の割合は轉廢業者の家族員數とか、地方

的生活條件とか、また同業團體の負擔能力の有無等によつて多少増減されることは固よりであります。なほこの補助金は一ケ年で打切りとし、差當り四ヶ月分を交付し、殘餘はその實施状況をみた上で考慮することになつてゐます。なほこの補助金は一應道府縣に交付され、道府縣が共助主體である同業團體に補助し、同業團體が轉廢業者に交付するといふ手續を採ることになつてをります。

(二) 共助金借入利子の補給

商業組合、工業組合等の同業團體等において、轉廢業者に對して適當な共助施設をすべきことを勸奨指導して來ましたことは前述の通りですが、昭和十七年度末までに、組合等において支出する共助施設の費用は總額四億七千萬圓に上る見込です。この共助資金を調達するため、他から借入をする必要のある場合に、國民更生金庫から貸付をさせると共に、借入をした組合等に對しては、支拂期限の到來した利子の全額を國庫から補給することとし、昭和十六年度と昭和十七年度において、二億圓を限度としてその利子を政府から補給する道が開かれてをります。その貸付利子は年三分九厘、償還方法は据置期間三ケ年以内を含み、十ケ年以内の割賦償還または五ケ年以内の定期償還であります。

(三) 國民更生金庫

九六

國民更生金庫は、時局の要請に應じて轉業や廢業をする商工業者等の資産や負債の整理を促進し、その更生を圖ることを目的とする特殊の事業整理機關で、政府の轉廢業對策施設のうちで、最も重要なものの一です。その事業として(1)營業用資産の管理または處分、(2)資金の融通(3)債務の引受または保證、(4)前述の共助資金の貸付を行つてゐますが、次にその概略を述べることによつて述べよう。

(1) 營業用資産の管理または處分

轉廢業者からその營業用資産の信託讓渡を受けて、これを管理または處分するのです。その處分については、次に述べるやうな一定の價格で引受け、處分をしたときにその處分價額に相當する金額を、委託者である轉廢業者に交付するわけですが、その處分價額が引受價額に満たないとき、または引受けの時より一ヶ年以内に處分できないときには、その引受價額に相當する金額を委託者に交付することになつてゐます。

この資産の引受價額は、一應その轉廢業者が營業を繼續してゐるものとしての妥當な價額により、地方長官の決定した價額によつて引受ける建前になつてをります。いま少し詳しく申上

げますと、更生金庫に對して資産處分の引受申込をした者の營業を組成する資産について、一定の標準によつてそれぞれ評價すると同時に、當該營業の純益(轉廢業直前三ヶ年間の平均純益)を年一割の利率で還元した總營業價額を算出する。そして總營業價額が各資産の評價額の合計額を超える場合には、その超過額を各資産の評價額に按分加算し、その價額を當該資産の引受價額とするわけです。なほ總營業價額も各個資産の評價額の合計額も共に三百圓に充たないものと認められる場合には、三百圓を以て評價總額とし、當該資産の實價にかゝりはりなく三百圓の價額で引受けることが認められてをります。目ぼしい資産もなくまた利益も零細な者にも、少くとも三百圓の資金を支給し轉廢業を容易にしようとの趣旨であります。但しこれは當該營業を以て主たる生計の資としてゐる場合に限られてをります。

(2) 資金の融通

國民更生金庫が引受けた資産を處分換價し、その代金を轉廢業者に交付する迄には相當の日時を要します。ところが轉廢業者としては、營業上の負債の辨濟その他事業整理資金、轉廢業資金等、差當つて資金を必要とする場合が多いのですから、資産の引受けをした場合に限り、引受資金を見返りとし、當該資産の引受價額を限度として轉廢業者に資金の融通をすることに

なつてをります。この貸付利率は年三分四厘、貸付期限は一年以内、償還の方法は定期償還、割賦償還の二種であります。

なほ資産の評価は轉廢業者資産評價地方委員会の議を経て地方長官がこれを決定するのですが、それには相當の日時を要しますので、正式の資産評價の決定に先立ち、評價見込額の七割以内で繋資金を融通することになつてをります。これによつて更生金庫の資金融通業務は著しく迅速化されるものと期待して居ります。

(3) 債務の引受けまたは保証

更生金庫は資産の引受けをした場合に限り、商工大臣の認可した額を限度として、轉廢業者のために債務の引受けまたは保証をします。轉廢業者が他に収入がなく、この金庫で援助をするほか途のないものと認めるときには、資産の引受額を控除した額を起える債務の引受けまたは保証をすることが出来ることになつてをります。

企業の整理統合の進捗に伴つて、これ等の事業について、更生金庫を利用しようとする者が漸次増加し、更生金庫の従前の資金では到底その需要に應ずることは困難でありますので、去る第七十九回帝國議會の協賛を経て國民更生金庫法を改正し、その資本金を三千萬圓増額して

總額五千萬圓とし、且つ更生債券の發行限度を拂込資本金額の十倍より十五倍に擴張して、總額八億圓の資金を調達できる途を開くと共に、國民更生金庫が昭和十六、十七兩年度の事業によつて蒙る損失については、總額四億三千萬圓を限度として國庫からこれを補償することとし、更生金庫の活動を促進する方策を講じたのであります。これによつて更生金庫の活動は今後相當活潑となり、轉廢業者の事業整理は著るしく促進されるものと期待されるわけです。

(4) 租税の減免

企業の整理統合を促進するには、課税上においても特別の考慮を拂ふ必要があります。そこで臨時租税措置法の改正によりまして、昭和十八年三月末までに事業の統制上、合併または解散した法人については、清算所得と配當に對する税率を軽減し、同じく昭和十六年または十七年中に營業の全部または一部を廢止した個人に對しては所得税や營業税をそれぞれ軽減または免除することにし、その他課税標準の計算に關する特例、登録税等についても軽減の措置を講ずることにしました(五月六日)。

425
222

昭和十七年八月一日印刷發行

東京市芝區田村町一ノ三 國際觀光館
發行所 大日本勤皇產業團中央本部

電話銀座57三五〇九番

皇國產業義勇團中央本部內

編輯兼 久保 五郎
發行人

東京市淺草區山谷二丁目十二番地

印刷所 東京 小島印刷社
印刷人 二六番

電話淺草84三三一四番

(以印刷代謄寫) (非賣品)

終

